

社会福祉法人桜木会 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日までの3年間

2. 目 標

平成29年3月までに、全職員が当年度付与（上限20日間）年次有給休暇の50%を取得する。

3. 対 策

- 自主的な取得だけでなく、勤怠管理者等が積極的に声かけ運動をする等、法人側から取得を促すことにより、年次有給休暇が取得しやすい環境を構築する。
- 毎年度末に、各施設において年次有給休暇の取得率を定期的に調査し、取得率の向上を図る。
- 上記の取得率は法人内において公表し、各施設の取得率の状況を全職員が確認できるようにする。また、取得率が悪い施設や部門には改善を促す。